

令和 6 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 1 回 自動車（新車）小売業最低賃金専門部会議事録

開 催 日 時		令和 6 年 9 月 30 日（月）10 時 00 分～11 時 06 分
開 催 場 所		鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
出席者	公益代表委員（2 名）	伊藤周平 瀬口毅士（敬称略）
	労働者代表委員（3 名）	勝目幸佑 白石裕治 中原潤（敬称略）
	使用者代表委員（3 名）	小原秀治 中村博之 森山麗子（敬称略）
	事務局（3 名）	森川労働基準部長 小城賃金室長 西野賃金室長補佐
議題	1	部会長及び部会長代理の選出について
	2	最低賃金を決定する場合の確認事項について
	3	「産業別最低賃金から除外する手当」と「適用除外となる労働者」の取扱いについて
	4	実地視察、参考人意見聴取の実施の必要性の有無について
	5	審議に当たっての労使各側の基本的考え方について
	6	今後の審議日程について
	7	その他
配付資料	1	鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会委員名簿
	2	鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する申出書（写）
	3	鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）（写）
	4	鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）（写）
	5	令和 6 年度運営小委員会における労使の主な主張
	6	鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）（写）
	7	最低賃金の改正決定について（諮問）（写）
	8	令和 5 年度産業別最低賃金決定状況（全国・ランク別）
	9-	令和 6 年度自動車（新車）小売業最低賃金基礎調査結果（労働者復元）
	9-	令和 6 年度自動車（新車）小売業最低賃金基礎調査結果（事業所復元）
	10	鹿児島県の産業別最低賃金の改定状況の推移
	11	令和 6 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
	12	鹿児島県の最低賃金
	13	令和 6 年度地域別最低賃金の審議・決定状況
	14	鹿児島県金融経済概況（令和 6 年 9 月 5 日発表分 日本銀行鹿児島支店）
	15	県内景況（令和 6 年 8 月 30 日発表分 ㈱鹿児島銀行・㈱九州経済研究所）
	16-	最低賃金専門部会運営規程（令和 5 年 7 月 6 日改正）
17-	審議会の公開要領（令和 5 年 7 月 6 日改正）	

小城賃金室長

おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまより開催したいと思います。

委員の皆様には誠にお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。本日は令和6年度第1回目の鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会になりますので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、恒例により私が司会を務めさせていただきます。

本年度第1回目の専門部会でございますので、改めて1点、皆様をお願いをさせていただきます。

会議の内容につきましては、事務局で議事録を作成しております。この議事録を正確なものにするため、進行役を除きまして、御発言いただく前にはお近くのマイクを手にとって、必ず自分のお名前をおっしゃっていただき、発言いただきますようよろしくお願い致します。

また、マイク同士の干渉を避けるため、発言の都度、マイクのオン・オフを行っていただきますよう御協力をよろしくお願い致します。

それでは、開会に先立ちまして、本日御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元の資料1に委員名簿がございますので、この名簿の順に従いまして、御紹介させていただきます。

それでは、公益委員から御紹介いたします。

まず、伊藤委員でございます。

伊藤委員

伊藤です。よろしくお願い致します。

小城賃金室長

瀬口委員でございます。

瀬口委員

瀬口です。よろしくお願い致します。

小城賃金室長

松本委員は本日所用のため欠席になります。

続きまして、労働者代表委員を御紹介いたします。

勝目委員でございます。

勝目委員

よろしく申し上げます。

小城賃金室長

白石委員でございます。

白石委員

白石です。よろしくお願いいたします。

小城賃金室長

中原委員でございます。

中原委員

中原です。よろしく申し上げます。

小城賃金室長

次に、使用者代表委員を御紹介します。

小原委員でございます。

小原委員

小原と申します。よろしく申し上げます。

小城賃金室長

中村委員でございます。

中村委員

中村です。よろしく申し上げます。

小城賃金室長

森山委員でございます。

森山委員

よろしく申し上げます。

小城賃金室長

最後に事務局でございます。労働局側の職員を紹介させていただきます。
労働基準部長の森川でございます。

森川労働基準部長

森川でございます。よろしくお願いいたします。

小城賃金室長

賃金室長補佐の西野でございます。

西野賃金室長補佐

西野と申します。よろしくお願いいたします。

小城賃金室長

そして、私、賃金室長の小城でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1回目の専門部会でございますので、森川労働基準部長より、ご挨拶を申し上げます。

森川労働基準部長

本日は大変お忙しい中お集まりくださりまして、誠にありがとうございます。

令和6年度第1回鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃から労働行政に対し、多大な御支援と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りして感謝申し上げます。また、非常にお忙しい中、本年度、専門部会委員に御就任いただき、重ねて感謝申し上げます。

事務局といたしましても、今後の本専門部会の運営が円滑に行われるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本年度の鹿児島県最低賃金につきましては、もう御承知のとおりかと存じますが、8月9日に審議会会長より答申をいただきまして、時間額で56円アップの953円となり、10月5日から発効されることとなっております。

また、産業別最低賃金につきましては、去る8月19日に運営小委員会、27日に第4回鹿児島地方最低賃金審議会が開催されまして、御審議をいただきましたところ、この自動車（新車）小売業の最低賃金につきまして、改正の必要性ありとの御答申をいただき、労働局長の改正諮問を受けまして、本日、第1回の専門部会を開催していただくこととなったところでございます。

産業別最低賃金につきましては、御承知のとおり、労使双方がイニシアティブを発揮

され、関係労使の合意の下、労働条件の向上や公正競争の観点から設定されるものでございます。

これまでのこの産業別最低賃金の審議におきましては、全会一致での議決をいただいているところでございます。今年度におきましても、これまでの慣行等を尊重していただきながら、今後の審議を進めていただければ幸いに存じます。

委員の皆様方にはこれから限られた期間の中で大変な御苦勞をおかけすることとなると思いますが、本年度も審議が実りあるものとなりますようお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。

小城賃金室長

それでは、これから先は座って御説明させていただきます。

最初に、本日の議題 1 番目となります部会長と部会長代理を選出いただきたいと思いますが、最低賃金法第25条第 4 項により準用する同法第24条第 2 項の規定により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙するとなっております。

これまでの慣例により公益委員の皆様より候補者を推薦していただきまして、皆様に御承認いただくという選出方法で決定しておりますが、今年度もこの方法で決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

小城賃金室長

ありがとうございます。

それでは、お決まりでしたら公益委員のほうから発表していただきたいと思います。

瀬口委員

公益委員の瀬口です。

この件につきましては、公益委員で協議しておりますので、私からその結果を報告させていただきます。

部会長に伊藤委員、部会長代理に私、瀬口が候補者として推薦されましたことを御報告いたします。

小城賃金室長

ありがとうございます。

ただいま公益委員の瀬口委員から部会長に伊藤委員、部会長代理に瀬口委員を推薦する旨、御報告いただきました。

そこで、皆様にお諮りしたいと思います。
ただいまの推薦のとおり、御承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

小城賃金室長

ありがとうございます。

それでは、鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金専門部会の部会長を伊藤委員、部会長代理を瀬口委員に決定させていただきます。

では、伊藤部会長に御挨拶いただき、これからの議事進行をお願いします。

伊藤部会長

部会長に選任いただきました伊藤です。よろしくをお願いします。

この部会、先ほどもお話がありましたように、全会一致というのを原則にしていますので、どうか御協力、まだなかなか2年目で未熟なんです、御協力いただければと思います。

今回、最低賃金がこんなに上がった。2年前と比べると100円なので、すごいこの間の上がり具合はアップなんです。

ただ、なかなか実質賃金が追いついていないという状況にもありますので、ぜひ自動車部門で牽引していただいて、いい結果といいますか、それなりの結果を出していただければと思います。どうかよろしくお願いします。

それでは、ただいまより令和6年度の第1回鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、専門部会の成立について、事務局より報告願います。お願いします。

小城賃金室長

最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項により、本審に関する規定である第5条を準用するとされております。この同条第2項では、「審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない」と規定されております。

本日、専門部会は、公益委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計8名の委員に御出席いただいており、定足数を満たし、有効に成立していることを御報告いたします。

伊藤部会長

ありがとうございました。

それでは、会が成立しておりますので、審議を開始したいと思います。その前に事務局から確認事項について説明をお願いします。

小城賃金室長

確認事項としまして、会議の公開につきまして御説明いたします。

お手元の資料16 の2ページを御覧ください。

会議そのものやその資料の公開につきましては、鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条及び第8条にて、ともに原則として公開するという旨が規定されております。

事務局で本日の専門部会の傍聴及び取材に係る希望について公示を行いましたところ、いずれも希望者がありませんでした。

ただ、2回目以降に希望がある場合も想定しまして、説明させていただきます。

続いて、資料16 の鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領を御覧ください。

2ページにあります項目5によりますと、審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うもの」とされており、公労使三者がそろって議論を行う場合のみを可能とし、公益委員及び労働者側委員または公益委員及び使用者側委員で個別に協議を行う場など、公労使三者がそろっていない場については、傍聴ができないことを周知しております。

したがって、令和6年度本専門部会においても、毎年お諮りしている定例的な議題については、第1回から、専門部会が開催されるまでの公労使三者がそろって議論を行う場について、一括して公開の扱いにさせていただきたいと考えております。

なお、定例的でない議題を御審議いただく場合については、あらかじめ個別に部会長の御判断をお願いしたいと考えております。

それでは、本専門部会が解散するまでの定例的な議題について、傍聴及び取材の諾否、それから傍聴人等への会議資料等の配付について、部会長の判断をお願いしたいと思います。

伊藤部会長

ただいま事務局の説明では、本日からの専門部会の公開については、改正された運営規程によって公開してはどうかということですが、私としましては、専門部会の議題のうち、定例的な議題については、内容からして非公開にする理由はないのではないかというふうに考えておまして、傍聴と取材及び会議資料の配付を認めることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

伊藤部会長

異議なしということで、それでは、本日を含めて今後の専門部会は公労使三者がそろって議論を行う場については公開とするとともに、会議資料の配付を認めることとしたいと思います。

本日は希望者がいらっしゃいませんので、このまま審議を進めたいと思います。

それでは、審議を開始したいと思います。その前に事務局から本日の資料の説明をお願いします。

西野賃金室長補佐

本日の資料につきまして順を追って説明いたします。

資料1は、先ほど御覧いただいたとおり、令和6年度の当専門部会の委員の方々の名簿でございます。

資料の2は最低賃金法第15条第1項に基づき、労働者側から提出された申出書の写しで、自動車(新車)小売業最低賃金の改定を求めるものでございます。平成20年7月に施行された改正最低賃金法により、産業別最低賃金は労使のイニシアティブにより決定されるものと整理され、関係労使の申出を受けた行政機関が最低賃金審議会の意見を聴いて決定できるとされたところでございます。この申出書がただいま申した申出に該当いたします。

続きまして、資料3はこの申出を受けて、第2回本審において、改正の必要性の有無を諮問した諮問文の写しになります。

資料4は、必要性の有無を審議した運営小委員会における報告書の写しになります。

続きまして、資料5は、運営小委員会における労使の主な主張を事務局で取りまとめたものでございます。

資料6のほうは、運営小委員会からの報告を受けて、第4回本審で審議した必要性の有無に関する答申文の写しでございます。なお、改正決定することを必要と認めるという結論は、運営小委員会において全会一致となった結論であることを念のために申し添えます。

資料7のほうは、資料6の答申を受けて、最低賃金の改正決定について諮問を行った諮問文の写しでございます。

続きまして、資料8は、令和5年度の自動車(新車)小売業最低賃金の各ランク別決定状況でございます。

続きまして、資料9は本年度実施しました最低賃金に係る基礎調査結果の総括表を

基に計算しました現行最低賃金の未満率、最低賃金引上げ額・率と影響率の関係をとりまとめたものでございます。関係表の後ろに、総括表として横書きのものを添付しておりますが、この総括表は労働者数復元によるものになります。

資料9は、9と同じ見方になるんですけども、こちらは事業所数復元によるものとなります。

続きまして、資料10は、平成3年度から令和5年度までの自動車（新車）小売業最低賃金の改定状況の推移を取りまとめたものでございます。2段になっておりまして、上の表が自動車（新車）小売業最低賃金の未満率及び影響率を記載したものです。下の表が自動車（新車）小売業最低賃金及び地域別最低賃金の引上げ額とその引上げ率を記載したものでございます。

続きまして、資料11になりますが、令和6年度の答申日ごとの発効予定日一覧表でございます。あくまでも最短の予定を示したものになります。

ちなみに、例年どおり年内の発効を目指すということにすれば、2ページ目の10月31日のところを見ていただいたら、発効が12月29日となっておりますが、答申日の期限が10月31日であれば、年内発効となるということになります。

続きまして、資料12ですが、現行の鹿児島県の最低賃金の一覧表でございます。皆様御承知のとおり、先ほど部長のほうからもお話ありましたけれども、本年10月5日から地域別最賃が953円に改定されます。

例年がないことなんです、現行の自動車（新車）小売業最低賃金945円を上回る額となりますことから、10月5日以降につきましては、地域別最賃の953円が自動車（新車）小売業でも適用されることとなります。

資料13のほうは、本年度における全国の地域別最低賃金の決定状況でございます。

続きまして、資料14は、日本銀行鹿児島支店が9月5日に発表した鹿児島県金融経済概況です。この中の概要というのが一番冒頭にありますけれども、鹿児島県の景気は、緩やかに回復しているとされておりまして。また、各論1の個人消費の中で、乗用車新車登録台数（含む軽自動車）は前年を上回ったとされています。

続きまして、資料15は、鹿児島銀行及び九州経済研究所が8月30日に発表した県内景況になります。多分、本日また出ると思うんですけど、朝の時点ではまだ出ておりませんでした。

この中の冒頭で、読み上げますと、最近の県内景況は、消費関連、投資関連がやや持ち直し、生産活動が底打ちとなっている。一方、観光関連は横ばい、雇用情勢がやや弱含み、畜産関連が弱含んでいる。足元では、物価上昇の影響が見られるなど、全体として回復の勢いがやや鈍化しつつあるとされています。

また、2ページ目の消費関連におきましては、6月の乗用車新車登録台数は2か月ぶりに前年を下回った。車種別に見ると、普通車は7.5%減、小型車が20.7%減となった。

7月の軽自動車届出台数は2か月連続で前年を上回ったとされております。

資料16は、先ほど室長のほうからも説明がありました昨年の7月6日に改正されました最低賃金専門部会運営規程及び審議会の公開要領をお付けしております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

伊藤部会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問等ありませんか。

(質問等なし)

伊藤部会長

よろしいでしょうかね。特になければ、確認いただいたということで。

続きまして、議題の2のほうに移りたいと思います。

議題の2の最低賃金を決定する場合の確認事項について、これも事務局のほうから説明をお願いします。

西野賃金室長補佐

続きまして、確認事項につきまして御説明をいたします。

従来から産業別最低賃金における金額審議は全会一致で決定しております。これにつきましては、平成14年の中央最低賃金審議会の全員協議会報告の中で、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議は、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいとされました。

これを受けまして、平成14年度の鹿児島地方最低賃金審議会の第8回本審におきましても、同様な事項が合意されまして、平成26年度の電気関係専門部会以外はこれまで全会一致で議決してきました。

産業別最低賃金につきましては、労使各側のコンセンサスの下に設定されるべきものであるという考え方に基づいておりますので、本年度も全会一致という決定に至るよう御努力いただきますことを御確認いただきたいと思います。

また、産業別最低賃金につきましては、従来から最低賃金審議会令第6条第5項を適用しまして、専門部会において全会一致の結論が得られた場合には、専門部会の決議をもって本審の決議とするとの取扱いを行ってまいりました。

このことについては、去る8月27日に開催しました第4回本審で、本年度も同様の取扱いをする旨決定されております。本審委員以外の委員の方々におかれましては、この

ことにつきましても、御了解をお願いいたします。

以上です。

伊藤部会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について何か御質問等ありますか。よろしいですか。

(質問等なし)

伊藤部会長

それでは、関係労使のイニシアティブ発揮によって設定されると、そういう産業別最低賃金の性格から、一つ目として、産業別最低賃金の決定または改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力すること。それから、最低賃金審議会令第6条第5項を適用いたしまして、専門部会において全会一致の結論が得られた場合には、専門部会の決議をもって本審の決議とみなすと。

この2点について御確認いただけますか。大丈夫ですか。

承認いただいて、確認いただいたということで、次に進みたいと思います。

それで、議題の3の産業別最低賃金から除外する手当、あるいは適用除外となる労働者の取扱いについて、これも事務局から説明をお願いします。

西野賃金室長補佐

それでは、説明をさせていただきます。

資料の12をご覧ください。鹿児島県の最低賃金のリーフレットです。リーフレットの中段の金額が書いてあるものの下に黒枠で囲った、最低賃金には、次の賃金は算入されませんという欄を御覧ください。

から の賃金は、最低賃金法及び最低賃金法施行規則で定められております賃金で、最低賃金に算入しない賃金ということになっております。

そのほかに、産業別最低賃金から除外する手当を地方の審議会で定めることが可能となっておりますが、従来、最低賃金の対象となる賃金から としまして、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当の三つの手当を除外しております。これは県最賃も同様、産業別最賃も同様ということになります。

次に、適用除外となる労働者につきましても、自動車のところを見ていただきたいんですが、現行の945円という真ん中よりちょっと上の右側を見ていただきたいんですが、適用範囲の黒文字のところです。

としまして、18歳未満又は65歳以上の者は産業別が適用されない。それから、 と

しまして、雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。 としまして、清掃又は片付けの業務に主として従事する者、この3項目が設定されております。

以上で説明を終わります。

伊藤部会長

ありがとうございました。

ただいま産業別最低賃金から除外する手当ですね。それから、適用除外となる労働者について、これまでの取扱いについて事務局より説明がありましたが、この取扱いにつきまして、本年度も従来と同様でよろしいのではないかと私は考えるのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

伊藤部会長

ありがとうございました。

異議なしということで、産業別最低賃金から除外する手当と適用除外となる労働者の取扱いについては、先ほどの説明があったとおり、従来どおりとして取り扱うということにいたしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次の議題は4番目の実地視察、参考人意見聴取の実施の必要性の有無についてです。

これについても、まず、事務局のほうから説明をお願いします。

西野賃金室長補佐

8月27日に開催されました第4回本審を受けまして、同日から9月13日までの間、最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示というものを行いました。労使いずれの側からも意見の提出はございませんでした。

以上です。

伊藤部会長

ありがとうございました。

意見の提出がなかったということはそれとしまして、本専門部会においては、関係する産業の方々が労使双方とも委員になっておられますので、例年どおり、今後、必要に応じて対応するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

伊藤部会長

ありがとうございます。

それでは、異議なしということで、実地視察と参考人の意見聴取につきましては、例年どおり必要に応じて対応していくということにいたしたいと思います。

伊藤部会長

それでは、議題5に移りたいと思いますが、議第5号の審議に当たっての労使各側の基本的考え方についてです。

労使の運営小委員会での主張については、お手元の資料5をご覧ください。8月27日、第4回本審で令和6年度運営小委員会における労使の主な主張として報告されたところですが、これと併せて、各側から本年度の最低賃金改正審議を行うに当たっての基本的考え方について述べていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、まず労側からお願いしたいと思います。

白石委員、お願いします。

白石委員

白石です。今年度もよろしくお願いいいたします。

まず、例年同じようなことなんですが、基本的な考え方というようなところで述べさせていただきます。

まず、基本的な考え方として、自動車産業は日本の基幹産業であり、鹿児島において自動車小売業を支えているのは、そこで働く人であるということです。持続的に産業・企業の競争力を維持・向上させるためには、労働の質の高さにふさわしい労働条件を実現して、働く人の意欲と活力を高めて、産業の活性化を図っていくということが必要となってくると思っております。

基幹的労働者の労働条件の底支えとなる特定最低賃金ですね。産業の魅力の向上、競争力の源として人材の確保と流出の防止、産業・企業の活性化と成長につながっている。そこで働くことの位置づけを高めるべく、産業にふさわしい水準とすることが必要というふうに思っております。

自動車（新車）小売業に従事する労働者で労使交渉による最低賃金協定で保護された労働者は約半分でございます。労使交渉の手段を持たない労働者にとっては自動車（新車）の小売業の最低賃金の底支えというふうになっておりまして、未組織・非正規の労働者を含めた現場力を支えるためにも、特定最低賃金は地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大する必要があるというふうに思っております。

特定最低賃金は労使関係のイニシアティブにより、産業に働く基幹的労働者を対象と

して設定されて、賃金の不当な切下げや低賃金を抑制することで、公正な企業間競争を確保して、産業の健全な発展にも寄与するという、地域別最低賃金とは大きく異なる性格がございます。地域別最低賃金に対する優位性を維持・拡大することによって、産業にふさわしい特定最低賃金を設定する必要性が重要であるのではないかというふうに考えております。

考え方の大きな二つ目に、特定最低賃金に期待される機能・役割ということで、一つ目が労働条件の向上です。労働条件の向上が最低賃金制度の目的であります。賃金を含む労働条件は産業により大きく異なっているということが実態でございます。このため、産業ごとの賃金実態を踏まえた審議により、ふさわしい最低賃金水準を決定するということが必要ではないのかというふうに思っております。二つ目に、公正競争の確保というようなところで、賃金の不当な切下げの防止によって達成されるべき公正競争の確保も最低賃金制度の目的でございます。しかし、賃金実態が産業ごとに大きく異なるため、地域別最低賃金のみでは、これを確保できない産業が存在しています。

地域別最低賃金を上回る水準で特定最低賃金を設定することにより、より高いレベルでの公正競争を確保する必要があるというふうに思っております。三つ目が、労使交渉の補完・代替というような面で、本来、労働条件は労働者と使用者が対等の立場において決定すべきであるというふうになっておりますが、労働組合の組織率が2割を切る日本では8割以上の労働者は自らの労働条件の決定に関与できておりません。

設定の申請や金額決定に関係労使の参加が決められている特定最低賃金は、企業別の労使交渉を補完・代替するという役割も担っております。

また、健全な労使関係の構築というような面では、特定最低賃金の決定には地域における当該の産業労使が積極的に関わることが必要となっております。これが健全な労使関係の構築に大きく貢献しているものと思っております。

公正競争が担保される環境醸成の必要性の高まりや産業構造の変化や労働力の人口の減少に伴う産業間の人材確保競争というようなところを鑑みれば、むしろ特定最低賃金の意義や必要性は高まっているというふうに思っております。

まず、ここを最低賃金の意義というようなところで、今、必要性はより一層高まっているんじゃないのかなというふうに思っております。

また、考え方の大きな三つ目として、自動車産業、自動車総連としては毎年の闘争におきまして取り組んでおります産業別最低賃金、18歳未満分の水準引上げを行って、特定最低賃金の金額改正の取組に連動させることで、自動車産業で働く労働者全体の賃金の引上げのみならず、事業の公正競争の確保を通じて、公正処遇確立や自動車産業の魅力向上による人材の確保・定着に向けて、健全かつ持続的な成長を促す重要な役割を持っているというふうに思っております。

また、地域別最低賃金・特定最低賃金、そして、企業内の最低賃金というような形で三

つございますが、地域別最低賃金は憲法で定められた健康で文化的な最低限の生活を営む権利を保障するというような形で、全体のセーフティーネットというようにところで位置づけられているのではないかなというふうに思っております。

特定最低賃金におきましては、賃金格差の是正と産業の公正な市場競争を促しながら、産業の魅力と持続的可能性を高めていくと。

そして、企業内の最低賃金のほうはですね、企業での賃金の最低額を保障することで、従業員の安心・安定を保障、確保するというふうな形で思っております。

全体の考え方は以上ではございますが、本年度の賃上げの状況というようにことで考えますと、連合本部の、これは全国になりますが、全体で15,281円、率で5.10%。そして、短時間労働者で、62.70円ですね。これが時給になっております。

連合鹿児島全体の見ましても、11,917円、率で4.90%。300人未満が11,874円、5.03%。そして、300人以上の企業で11,930円、4.86%。

そして、県内の自動車総連の金額は、13,200円と、5.11%となっております。自動車総連、特に鹿児島県の産別の中ではですね、高い金額で妥結しているというふうな形になっております。

そして、新卒の初任給というふうなところで見ると、九州経済研究所の5月号のアンケートにもございましたが、賃金改定を実施する予定というふうなところは、全体の大体75%というふうな形で、引き上げると回答した企業は調査以来最も高く、前年の74%からほぼ横ばいにはなっておりますが、改正の要因というふうなところでは、人手不足の解消ということが最多であったということが記載されております。

また、鹿児島労働局のホームページのほうでは、高卒の初任給というふうな形でおきますと、令和6年度の高卒男子が186,000円、女子が180,000円。昨年度は男子が178,000円、女子が172,000円と、ともに今年度がですね、男女ともに8,000円アップしているというふうになっております。

また、人口・人材の流出というふうなところで見ても、人口は2023年現在1548,684人ということで、2022年度よりも14,440人減っていると、鹿児島のほうはですね。98年以降も社会動態、自然動態とともにマイナスになっているというふうな形と、また、地域別最低賃金の若者の出入りというふうなところを見ても賃金の高いAランクに人が集まって、Cランクのほうは減少していくというふうな傾向が、一目瞭然で出ているというふうな形になっております。

また、人手不足についてもですけど、日本商工会議所が2月に実施しました中小企業の人手不足に関する調査におきましても、人手不足だというふうな企業が65.6%、3社に2社が厳しい状況にあるというふうな形になっております。

同じく九州経済研究所の月刊誌の3月号によりますと、人手不足についての県内の企業に対してのアンケート結果に対しても、九州地域は全国でも人口減少社会を迎えて、人手

不足を伴っているというようなことが書いてあります。

そして、今年度の地方の最低賃金というところで見ますと、厚労省のほうは8月29日、47都道府県の全ての最低賃金審議会が終わって答申されておりますが、引上げの目安はA・B・C、一律で50円でありましたが、84円の徳島を含む27県が目安を上回って、全国加重平均が前年比51円増の1,055円というふうに過去最高を更新しております。

最高額の東京の1,163円に対する最低額の秋田の951円の比率は、1.6%増の81.8%に改善はされております。人材流出の危機感から地域間格差の縮小が急激に進んでいるというようなことが、直近のほうで起こっております。

また、都道府県の答申を見てみますと、Aランクの6都道府県を含む20県が目安どおりの50円、一方、Bランクの14県とCランクの全13県の計27県が目安を上回る金額になったということになっております。

最後でございますが、特定最賃の意義や必要性というようなことと、地賃との優位性の確保は、課題の中にあっても何も変わることはありません。公正競争が担保される競争の必要性の高まりや産業構造の変化、労働力人口の減少に伴う産業間の人材確保の競争の激化などを鑑みれば、特定最賃の意義や必要性はむしろ非常に今、高まっているというふうな形になっております。

公労使は、その重要性を再確認しながら、当該産業の労使のイニシアティブの発揮に向けて、真摯に議論していきたいというふうに思っております。

特定最賃に向けては、労使一体となってこの産業をどのようにして盛り上げていくのか、自動車産業をですね。今後、人口減に伴って県外流出をどう食い止めていくのかと。人材確保のために賃金や企業内の最賃をはじめとする労働条件の向上や働き方の改善が、不可欠になってきておりますし、さらに産業全体の魅力を高めていかなければならないというふうに思っております。

鹿児島県の実情というような形で言いますと、目安50円に対して、56円の引上げとなりました。特にここ2年間の地域別の金額から見ると、地域間格差の是正、そして人材流出の危機感の表れではないかというふうな形で思っております。

やはり企業内の最低賃金の協定もですが、労使ともにイニシアティブを発揮して、自動車産業の発展に向けて、どのように人を集めていくかということを真摯に議論していきたいというふうに思っております。

現在どの産業も人手不足となっております。この人がいない中で自動車産業にどのように人を集めていくのか。そして、自動車産業自体の魅力をどう伝えていくのかという点も考えると、大幅な賃上げも目指していかなければいけないというふうに思っております。

自動車産業に限ったことではありませんが、連合としては、誰もが1,000円というところで目標を掲げております。今年度の最低賃金も2年間で1,000円を上回ろうというふうな形で協議しまして、今年は56円アップの953円というふうになりましたので、そ

れも付け加えておきます。

やはり自動車産業で働く仲間といいますか、この特質の意義であります優位性などを考えて、早めに目標の1,000円を超えるというようなことで、自動車産業が全てを引っ張ってっていくというような考え方で使用者側のほうの御理解をいただきながら、労働者側として、ここに集う自動車産業で働く使用者が全体として自動車の魅力を発揮したいと、ここでこの現場で働いている会社に誇りを持ちたいというような考えでこちらのほうは臨んでおりますので、よろしく願いいたします。

私からのほうからは以上です。

伊藤部会長

どうもありがとうございました。

それでは、次に使側からお願いします。

中村委員。

中村委員

中村でございます。よろしく願いいたします。

自動車産業というのは、我々小売だけではなくて、メーカーもあり、あとは物流も含めて自動車産業というふうに言っています。それで、トヨタの前自工会会長が、550万人がこの自動車に関係する、働いている人たちということで、この人たち全てと一緒に自動車産業を支えていきましょうという話をもう5、6年前から始めていて、それは今も続いているというふうに思っています。

この自動車小売業というのは、その中でも全てを代表するわけではなくて、その中の一部だというふうに認識をしまして、特にこの中で働いている人たちというのは、今のこの最低賃金をベースとして、自動車小売の最低賃金のアップによって、また上がってきているというふうに思います。

先ほども白石委員からもありましたけれども、鹿児島県の今年の賃上げは平均で13,200円ということで、県外、ほかに比べてもかなり高い数字が実際それで妥結して、それがもう今、反映されているというふうに思っています。

ただ、一方で、今日は大きくこの業界でまた変わる一つのことスタートしてまして、OBD検査というエンジンとかトランスミッションとかの電子制御装置をしっかりと故障診断器を使って検査してくださいということが、特に令和3年度の10月以降の車についていますので、令和3年10月以降の車については、全てそういう検査をしてくださいということで。それは我々メーカー系の販売店だけではなく、県内離島も含めた全ての整備工場等は、これの機器をしっかりと購入して、投資をして、それを基に検査をするということが義務づけられました。

これは我々販売店、自販連とか販売店協会だけではなくて、整備振興会という車の整備を携わる団体があるんですけれども、そこももうこれに向けてですね、勉強会をやったり、いろいろなことをやってきました。

ただ、当然、今回のことをきっかけとして、廃業をするであるとか、もう新たな設備投資は難しいということで、かなり厳しい状況が一方で起きているというふうに思っています。

ですので、いつもこの議論はあるんですけれども、我々は当然やっぱり従業員のみんなが、やっぱり少しでも環境がよくなって、賃金も上がって、よりよい生活ができるようにするということは当然望んでいますし、できる限りのことは今までもしてきました。

ただ、逆にやっぱり上がる金額が今回みたいにまた加速度的に上がるということになると、今回、私も県の最賃が令和6年度の最低賃金が5年度の自動車小売の最賃を上回るというのは、やっぱりこういう時代がついに来たんだなというふうに思っています。

これは、本当に。まあ先ほど白石委員がこの県の最賃と個別の最低賃金、産業別の最低賃金というのは、ものすごく大切だという話は、まあ大切ではあると思います。一方で、やはり世の中、現実を見ていくと、こういうふうに県の最賃と特別な産業の最賃の差は縮まっているのではないかなと思っています。

この議論でいつも出てくるのが、当然、自動車の特に整備士については、国家資格が必要になりますので、そういう意味では特殊な技術を持っているというふうに思っています。ですので、その人たちを採用する最低賃金であったり、いろいろな給与というのは、ここで言っているこの個別の自動車の最低賃金を確実に上回っているという認識をしています。

ただ一方で、自動車産業独特の仕事でない分野、一般的な事務であったり、洗車の作業であったり、いろいろな独特の技術が要らないものの採用・雇用に対しても、これを一律かけるということが我々自身も全てを鑑みて、やっぱり会社の経営を成り立たさなきゃいけないということを考えると、そこは今までどおり、県の最低賃金と自動車の小売の最低賃金の差がこれほどある必要はないのではないかなというふうに思っています。

今、例えば資料8でも、これはまあ時代の流れだと思うんですけれども、Aランクのところだと、もう5つの県のうち、もう4つの県は実質、自動車小売りの最低賃金はなくなってしまっているし、Bランクのところにしても、10のうち4つがなくなっているというような状況で。

これは今後このように差が縮まっていけばいくほど、この存在自体が必要であるかどうかという議論が、毎年言っていますけれども、より強くなってきたのではないかなというふうに思います。

ただ、何回も言いますが、だからといって我々がアップを抑えるという意味ではなくて、自動車産業全体、我々が所属する小売業ですけれども、それ以外の中古車を主とする小売業であるとか、そういうのはこの捕捉に入っていないかもしれませんが、そういう人たち

が県内、それから特に離島を含めて多数あるということを考えると、ここの議論というのは今年も一緒に委員の皆さん方と議論ができればなというふうに思っています。

実際問題として、Cランクのところの我々。昔、先ほどですね、室長補佐の西野さんが見えられたときに、10年前、御一緒しましたねという話をして、その頃を思い出していたんですけども、その当時は、その県との比較が必ずしも必要かどうかは別にしても、10年以上前というのは、Cランクの中でもほぼ最下位に近い。沖縄と競うというかですね、そのレベルだったのではないかなというふうに、沖縄の次ぐらいたという認識だったんですけども、例えば去年のCランクの改正後の最低賃金を見たときはですね、岩手県と一緒に一番、その中では比較はあるかもしれないですけども、そういう形でしっかり上がってきているという事実もありますし。

ただ、これがやはり上げ過ぎることで廃業したり、これに引きずられて特に離島も含めた中小のところがやっぱり廃業を余儀なくされるとか、そういうふうになっていくのは、やはりそこはバランスではないかなというふうに思っていますので、ぜひ議論をさせてください。

あと、最後に労働環境の問題ですけども、当然、賃金を上げるということも大事ですが、鹿児島においても、夏は空調がないと35度は軽く超える、体温と同じぐらいのところまで上がる状況が続いています。

ですので、各社、私もいろいろなところの販売店さんにもお聞きしましたけれども、今やはり空調を入れつつあるということです。うちも入れていますが、やはり一つの工場に入れるにしても、やっぱりしっかりやると、軽く1,000万円は超えるし、2,000万円クラスまで投資が必要だということがあって。

当然、人への投資、働く人がより働きやすくする環境が大切だというふうに思いますけれども、我々が投資するというか、しっかりやらなきゃいけないのは、給料も当然ですが、それに加えて、労働環境をよくするということがものすごく大切だというふうに思っていますので、そういう御理解もした上でこの金額を上げることだけが全てではないと、我々もそれなりに努力はしっかりしているということも理解していただければというふうに思います。

以上です。

伊藤部会長

どうもありがとうございました。

ただいま労使双方から本年度の改定についての基本的な考え方、改正審議ですね、述べていただきましたが、先ほどの労使双方の発言について、何か御意見、御質問等ありませんか。

はい、どうぞ。

白石委員

白石です。中村委員、ありがとうございました。

やはり賃金だけじゃないというようなところも含めて自動車産業で働いている仲間の気持ちも伝えながら、今年度も臨もうかなとは思っておりますけど。

今回、考え方というか、スタンスということでしたので、次回からは、県の最低賃金の資料でこちらが作った資料も添えて、具体的な形で数字も添えて説明したいと思っております。今回はちょっとスタンスというようなことで発言だけでしたけど、次回から資料を含めた上で説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

伊藤部会長

ほかによろしいですか。労も、使側のほうも。

(意見等なし)

伊藤部会長

現段階で考え方、今、お示しいただきましたが、若干の隔たりがあると思いますが、もし、本日、金額提示の御準備がありましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。労側。

白石委員

今日はないです。

伊藤部会長

今日はないですね。使側、いかがでしょうか。

中村委員

次回。

伊藤部会長

次回ですか。はい、分かりました。

それでは、金額提示までは本日はないということで、本日は労使各側から基本的な考え方を述べていただくところまで行ったということですね。

次回、具体的な金額提示をいただいて、資料も含めてですね、より踏み込んだ審議をしたいと思っておりますので。これから始まるわけですが、スムーズな審議が行えますよう、皆様

方の御協力をよろしく申し上げます。

それでは、議題の6ですが、今後の日程調整について。これも事務局のほうから説明をお願いいたします。

西野賃金室長補佐

今年度の2回目以降の専門部会の開催日程でございますが、第2回専門部会としまして、10月16日水曜日午前10時から本日と同じくこの第2会議室。第3回専門部会としまして、10月23日水曜日の午前10時から同じくこちらで。2つの日程を確保しておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

また、今、述べました第2回、第3回。この第3回までで結審しない場合には、第4回専門部会としまして、10月30日水曜日、同じく10時からこの会場ということで、予備日として設けております。

以上です。

伊藤部会長

ありがとうございました。16日と23日、4回目の予備日として10月30日ということで。この説明について皆さん、御意見等はいかがでしょうか。この日程でよろしいでしょうか。差し支えはないですかね。

(異議なし)

伊藤部会長

大丈夫ですか。

中村委員

次回、私、欠席なので。ろしく申し上げます。

伊藤部会長

そうなんですか。分かりました。

伊藤部会長

日程自体はこれでよろしいですかね。

中村委員

はい。

伊藤部会長

基本的にじゃあ今後の審議の状況によるところもございませうが、基本この日程ということで進めさせていただきます。10月30日になればデッドラインということですかね。10月31日で本年中の発効ということになりますので。10月16日10時から、それから10月23日10時から、そして予備日として10月30日という、基本この日程で承認いただけますか。

(異議なし)

伊藤部会長

ありがとうございます。

それでは、議題7、その他ですが、委員の皆さんから何かございませうか。よろしいでしょうか。

事務局からは何かありますか。

西野賃金室長補佐

それでは先ほど今後の開催日程につきまして御了解をいただきましたので、次回以降の開催案内の文書をこの場でお配りいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

なお、本日欠席の委員には郵送させていただきたいと思っております。

配付させていただきます。

(文書配付)

伊藤部会長

ありがとうございました。お手元に届きましたでしょうか。

それでは、最後に議事録確認者を指名いたします。労側は白石委員、それから使側は小原委員をお願いいたします。

それでは、本日の専門部会はこれで閉会します。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。